

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会  
住 所 埼玉県白岡市千駄野 4 3 2 番地  
代表者氏名 会 長 秋 葉 清 一 郎 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。  
※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

## 別添

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

白岡市は、面積24.92Km<sup>2</sup>の市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有している。

本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線である。いずれもJR宇都宮線の西側地域を運行する路線であり、JR宇都宮線の東側地域では路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域となっている。

JR宇都宮線の西側地域を運行する3路線のうち2路線は、JR蓮田駅を起点として市域の一部を経由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用者は一部に限定されている。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から平成26年1月には23.5%となっており、高齢化が急速に進展している。

また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。

今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。

市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。

本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保することを目的にデマンド交通の運行を行う。

### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

#### 【目標】

#### 定量的目標①：利用者数

・初年度40人／日、2年目30人／日、3年目40人／日を目標とする。

#### 定量的目標②：収支率

・初年度20%、2年目15%、3年目20%を目標とする。

#### 【効果】

デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。

デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

### 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別添の表2のとおり。
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
昭和タクシー株式会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
7. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別添の表5のとおり。
10. 車両の取得に係る目的・必要性
車両を取得しないので記載せず。
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
車両を取得しないので記載せず。
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
車両を取得しないので記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

回数	開催日	主な議論内容
第1回	平成25年5月21日	これまでの取組の経緯、今後のスケジュール、各会議の予定協議項目
第2回	平成25年6月24日	運営主体、利用対象者、利用者登録
第3回	平成25年7月23日	運行エリア、運行方式、運行ダイヤ
第4回	平成25年8月20日	運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行時間帯
第5回	平成25年9月24日	運行曜日、システム活用の可否
第6回	平成25年10月22日	車両サイズ・台数
第7回	平成25年11月19日	運賃形態、運賃水準、乗降場所
第8回	平成25年12月17日	乗降場所、オペレーターの雇用形態、運行事業者、契約方式
第9回	平成26年1月21日	実証運行業務仕様書（案） 実証運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 生活交通ネットワーク計画（案）
第10回	平成26年2月25日	生活交通ネットワーク計画（案）
第11回	平成26年5月15日	生活交通ネットワーク計画（案）
第12回	平成26年6月23日	生活交通ネットワーク計画申請 乗降場所
第13回	平成26年9月16日	乗降場所、利用者アンケート
第14回	平成27年2月10日	運行業務仕様書（案） 運行業務に係るプロポーザル実施要領（案） 実証運行中間報告
第15回	平成27年3月19日	生活交通ネットワーク計画（案）
第16回	平成27年5月26日	生活交通ネットワーク計画（案）

## 15. 利用者等の意見の反映状況

### (1) 意見募集の方法

#### ① 郵送アンケート（16歳以上）

平成24年6月に16歳以上の市民を対象として郵送アンケート方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通サービスの在り方についての意見を募集した。

#### ② 聞き取り調査（市内主要施設）

平成24年7月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

#### ③ 地域公共交通市民検討会議の設置

本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成24年9月から平成25年2月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。

#### ④ 郵送アンケート（65歳以上）

デマンド交通の主な利用者として想定される65歳以上の高齢者を対象として平成25年8月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

#### ⑤ 聞き取り調査（民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き取り調査）

平成25年10月から11月にかけて、65歳以上の独居世帯の方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることについて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

#### ⑥ 車内アンケート

実証運行において、利用者に車内アンケートをした。

#### ⑦ 郵送アンケート（利用者）

実証運行において利用した市民を対象として、郵送によるアンケートを実施した。

### (2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき500円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

平成26年度では、利用者に車内アンケート及び郵送アンケートを実施して、その意見を基に予約期限を変更した。

今後も、車内アンケート等を活用して市民が利用しやすい公共交通サービスとなるよう運行の改善に努める。

16. 協議会メンバーの構成

委員区分	団体名
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課、埼玉県杉戸県土整備事務所
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車(株)、昭和タクシー(有)、白岡タクシー(株)、埼玉県バス協会、埼玉県乗用自動車協会、朝日自動車労働組合、久喜警察署
地方運輸局	埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	副市長、行政区長会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、東洋大学教授、(株)メイワスカイサポート、埼玉県利根地域振興センター、商工会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ン ド 型 の 別	基準 口 で 該 当 す る 要 件	接 続 す る 補 助 対 象 地 域 間 幹 線 系 統 等 と 接 続 確 保 策	基 準 二 で 該 当 す る 要 件 (別表7のみ)
埼玉県 白岡市	昭和タクシー 有限会社	(1)	4,726.0	4,726		デマ ン ド 型	②(2)	朝日自動車(株)の路線 バス停留所と接続	①
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,726					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,726			国庫補助 上限額 (千円)	4,757	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表 1 添付 運行予定系統図

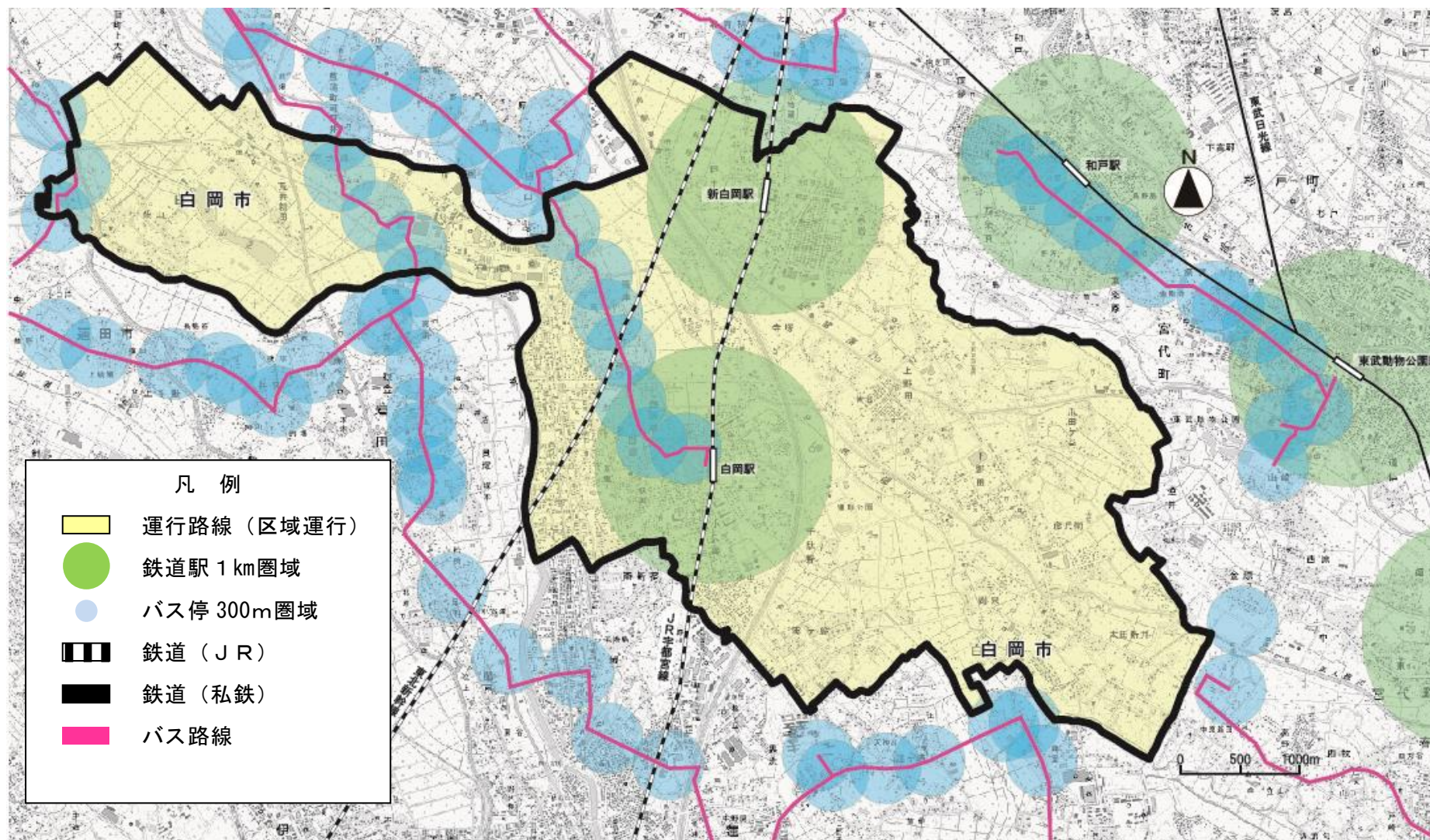




表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	昭和タクシー有限公司
------	------------

平成 28 年度
----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	3,352 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	3,352 千円
	営業費用	16,708 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	16,708 千円
	営業損益	▲ 13,356 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 13,356 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	2 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	2,352.0 時間	経常収支率	20.06%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	3,551円 87銭	2,721円 96銭	2,721円 96銭	712円 58銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗入れ 部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率  (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
武蔵・相模	1			市内全域		294日	4,704回	1 時間	0 時間	0 時間	100.000%	4,704 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						1 時間	0 時間	0 時間		4,704 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×フ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
武蔵・相模	1	12,804,099 円	3,351,976 円	9,452,123 円	0 円	9,452 千円	4,726.0 千円	/	/
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		12,804,099 円	3,351,976 円	9,452,123 円	0 円	9,452 千円	4,726.0 千円	4,757千円	4,726 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	13,356,020 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
0	3	円										
	4	円										
合計		13,356,020 円	8,630,020 円	円	%	8,630,020 円	100%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	埼玉県白岡市
------	--------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	16,706
交通不便地域	8,785

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
634	白岡市岡泉	局長指定
372	白岡市実ヶ谷	局長指定
889	白岡市千駄野	局長指定
1,143	白岡市小久喜	局長指定
2,381	白岡市上野田	局長指定
1,422	白岡市下野田	局長指定
462	白岡市爪田ヶ谷	局長指定
520	白岡市太田新井	局長指定
497	白岡市彦兵衛	局長指定
326	白岡市高岩	局長指定
139	白岡市寺塚	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
8,785	$8,785人 \times 200円 + 300万円$	4,757千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

## (2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付 市内公共交通ルート図と空白地域の位置

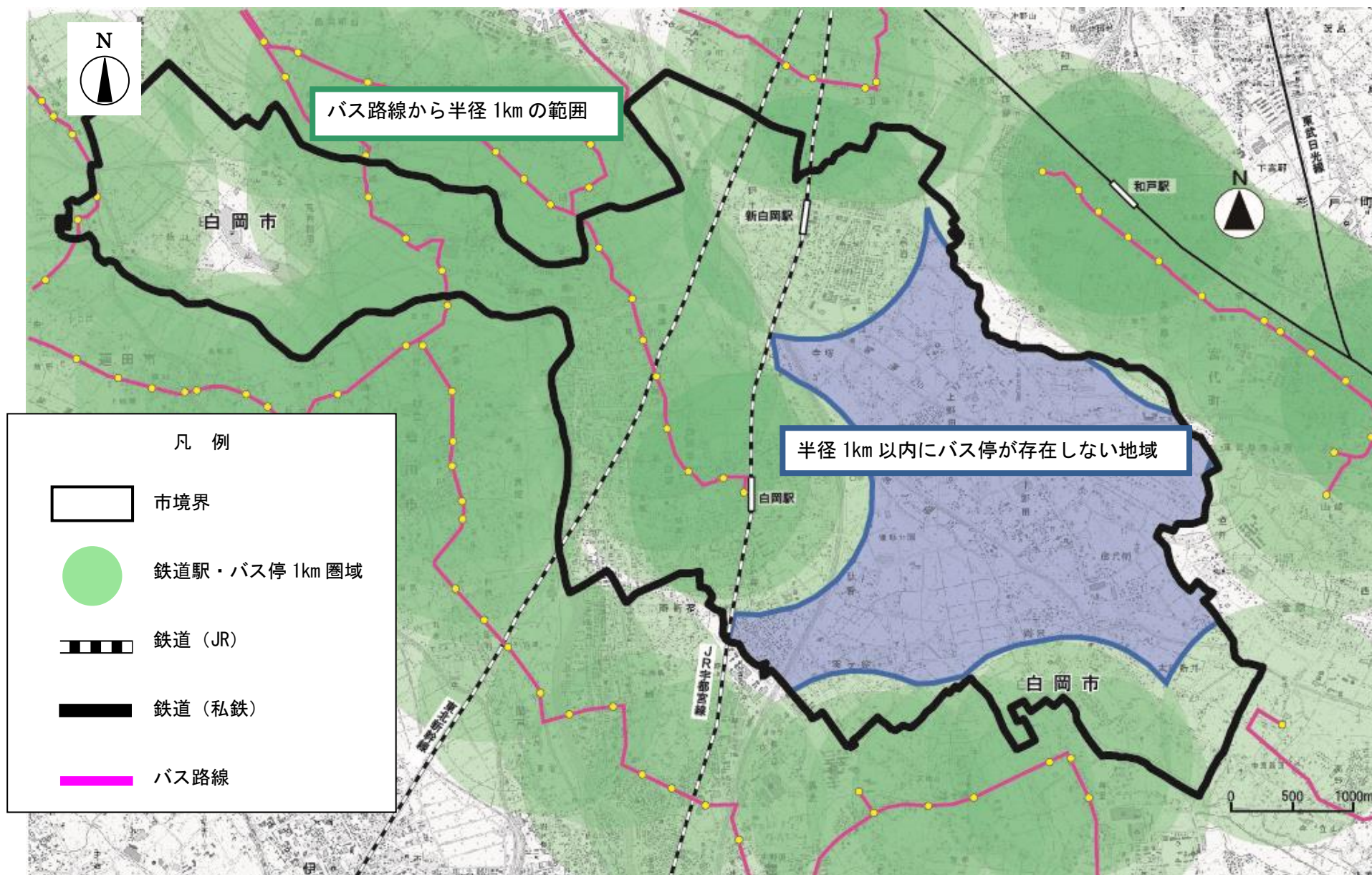
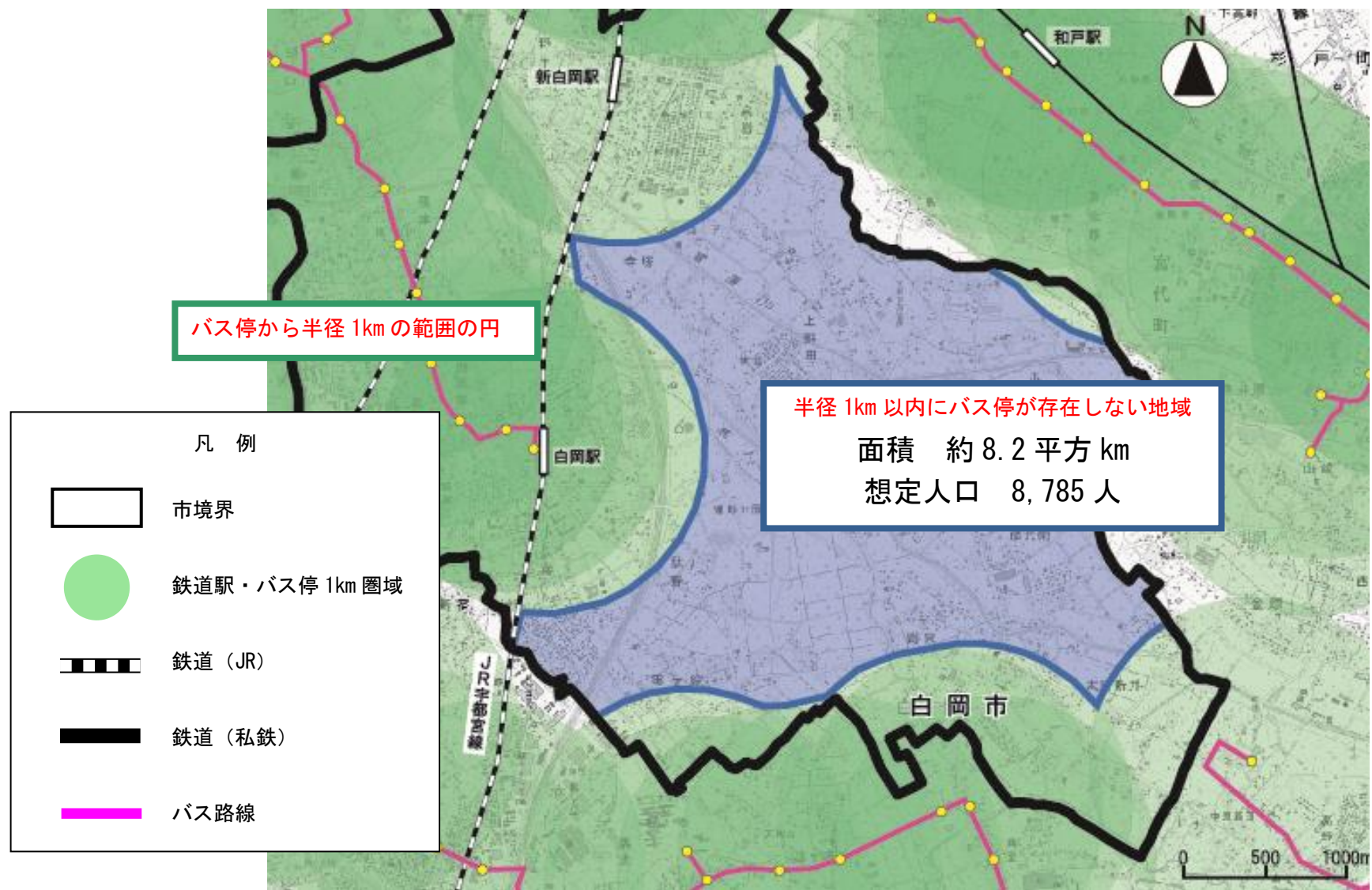


表5 添付 運行予定区域と空白地区の位置



## 「バスまちスポット」「まち愛スポット」登録制度

本制度は、「出歩きやすいまちづくり事業」の取組の1つです。

### 「バスまちスポット」「まち愛スポット」とは

#### 「バスまちスポット」とは

- ①バス停留所の近くで、バスを気軽に待てる施設(概ね 50m 圏内)
- ②バスの時刻表を掲示または配布
- ③ステッカーを掲示

#### 「まち愛スポット」とは

- ①バス停留所まで歩くときに休憩できる施設(概ね 500m圏内)
- ②ベンチや椅子を設置
- ③ステッカーを掲示

**対象施設** 商店、コンビニエンスストア、病院、金融機関、公共施設等

**実施場所** さいたま市、熊谷市、羽生市、上尾市、越谷市、蕨市、坂戸市、日高市、川島町、神川町、蓮田市、桶川市、川口市の 81 施設 (H27.2 月末現在)。

### 下のステッカーが目印です

「バスまちスポット」

「施設用」ステッカー (A4サイズ)



「まち愛スポット」

「施設用」ステッカー (A4サイズ)



「バスまちスポット」

「バス停用」ステッカー (A6サイズ)



「バスまちスポット」

「バス停用」ステッカー (名刺サイズ)

